

平成27年10月番号通知

平成28年1月番号利用開始

# マイナンバー制度が始まります

マイナンバー（個人番号）は、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための新しい制度です。

マイナンバーは、10月から住民票を有する全ての人に通知します。住民票の住所に郵送しますので、実際に住んでいる場所と異なる場合は、住民票の異動手続をお願いします。



マイナンバーキャラクター  
「マイナちゃん」

## マイナンバー制度 3つの効果(メリット)

### 国民の利便性の向上

**1** 面倒な手続きが簡単に

### 行政の効率化

**2** 手続きが正確で早くなる

### 公平・公正な社会の実現

**3** 給付金などの不正受給の防止

## 平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要となります

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体（役場）などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野の事務に利用します。

### 社会保障関係の手続き

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークでの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護など

### 税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県、市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載
- など

### 災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務
- など

## マイナンバー制度 今後のスケジュール

### 平成27年10月以降

#### 住民票の住所に通知

住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に平成27年10月以降、12桁のマイナンバーが通知されます。

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受取ることができない可能性があります。

### 平成28年1月

#### マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きでマイナンバーの利用が開始されます。申請者(希望者)への個人番号カードの交付も始まります。

年金の手続きでは平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

## マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178 午前9:30～午後5:30(土日祝日・年末年始を除く)

☎お問い合わせ 総務課情報管理係 ☎62-1211